

鎌倉市公告第 36 号

鎌倉農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき、当該変更後の鎌倉農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年（2026 年）4 月 28 日

鎌倉市長

松尾 崇



縦覧場所 鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市役所 文化観光部 農水課（市役所本庁舎 4 階）

（鎌倉市の休日を定める条例（平成元年 9 月 18 日条例第 4 号）第 1 条 1 項各号に掲げる日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）